主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件証拠決定及びこれに対する異議申立て棄却決定は、刑訴法四三三条一項にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定」に当たらないから、本件抗告は不適法である。

よって、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成四年一二月一〇日

最高裁判所第二小法廷

昭			島	藤	裁判長裁判官
郎	次	敏	島	中	裁判官
平		良	崎	木	裁判官
也		勝	西	大	裁判官